受験の申込みの受理後における地域試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、平成29年６月19日（月）９時から６月28日（水）までとし、６月28日(水)までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

イ　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

⑵　郵送又は持参による申込みの場合

ア　受験申込用紙の交付　受験申込用紙は、人事院の地方事務局及び沖縄事務所において交付する。

イ　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、６⑶の受けようとする第１次試験地に対応する地域と同一の次に掲げる地域に対応する申込先に提出すること。

申し込むことができる地域試験の区分は一つに限る。

受験の申込みの受理後における地域試験の区分及び試験地の変更は認めない。ただし、試験地の変更については、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、平成29年６月19日（月）から６月21日（水）までとし、郵便又は信書便による申込みは、６月21日（水）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

（地　域）	（申込先）	
北海道地域	人事院北海道事務局	〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目
東北地域	人事院東北事務局	〒980―0014　仙台市青葉区本町３－２－23
関東甲信越地域	人事院関東事務局	〒330―9712　さいたま市中央区新都心１－１
東海北陸地域	人事院中部事務局	〒460―0001　名古屋市中区三の丸２－５－１
近畿地域	人事院近畿事務局	〒553―8513　大阪市福島区福島１－１―60
中国地域	人事院中国事務局	〒730―0012　広島市中区上八丁堀６―30
四国地域	人事院四国事務局	〒760―0068　高松市松島町１―17―33
九州地域	人事院九州事務局	〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
沖縄地域	人事院沖縄事務所	〒900―0022　那覇市樋川１―15―15

ウ　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　拡大文字による試験及び試験時間の延長等　視覚障害の程度により、拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。

⑵　受験申込用紙等の請求を郵便により行う場合には、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。

⑶　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑷　受験に際し、身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑸　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第３５７号

埼玉県春日部市備後東１－３－16　レクセル一ノ割310、住民票上の住所さいたま市浦和区領家４丁目７番15号　フェイスワン101号

債務者　杉山　文彦

1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　良介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７４７号

神奈川県藤沢市湘南台５丁目20番地の６　ＦＳＩ湘南台111

債務者　島田　利春

1　決定年月日時　平成29年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦田　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１００号

奈良市大安寺７丁目１番８－203号

債務者　倉家　和樹

1　決定年月日時　平成29年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　揚子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月11日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第９号

新潟県佐渡市梅津2343番地５

債務者　渡邉　由喜

1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成２９年（フ）第９２号

熊本市中央区九品寺６丁目６番79―107号　コンドミニアム九品寺

債務者　須藤　桂子

1　決定年月日時　平成29年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　崇弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５３６号

札幌市北区北29条西６丁目１番10―302号

債務者　錦野　和彦

1　決定年月日時　平成29年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀川秀太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５３号

長野県上水内郡飯綱町大字豊野1004番地

債務者　牛村　清悟

1　決定年月日時　平成29年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山際　悟郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係